二　特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

三　外航船舶以外の船舶　百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

第十一条第二項及び第三項中「特定設備等」を「特定船舶」に改める。

第十一条の二第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

第十一条の三第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、「のうち」の下に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に」を加え、「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日まで」を「その認定を受けた日から同日以後一年を経過する日まで」に、「係る中小企業等経営強化法第五十条第一項」を「係る同法第五十六条第一項」に、「第五十二条第一項に」を「第五十八条第一項に」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十条第二項第二号ロ」を「第五十六条第二項第二号ロ」に改め、「建物附属設備（」の下に「機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴つて取得し、又は製作するものを含み、」を加え、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「百分の二十」の下に「（令和五年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十八）」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　第一項の規定は、特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、適用しない。

第十二条第一項中「（同表」の下に「の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該個人の第十条の五の五第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同表」を加え、「第二号の」を「第一号の」に改め、同項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「（第十条第七項第六号に規定する中小事業者以外の個人にあつては、同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。）」、「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」及び「とし、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百三十六）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額」を削り、同項の表の第四号を削り、同条に次の一項を加える。

６　前項に定めるもののほか、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条の二第一項から第三項までの規定及び第十三条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

５　前項に定めるもののほか、第一項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第一号中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、「、第十条の五の二」を削り、「第十条の五の四の二」を「第十条の五の五、第十条の五の六」に改め、同条に次の一項を加える。

２　個人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうちに第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額が含まれる場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、当該減価償却資産又は繰延資産については、前項各号に掲げる規定は、適用しない。

第二十四条の二第一項中「認定農業者等」という。）の下に「（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限る。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第二十五条の二第四項第一号中「あつては」の下に「、財務省令で定めるところにより」を加え、「の承認を受けて、財務省令で定めるところにより」を「若しくは第三項に規定する財務省令で定めるところに従い」に、「同条第七号」を「同条第六号」に、「こと」を「こと（当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、同法第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている場合に限る。）」に改める。

第二十八条の二第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第二十八条の三第十一項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第三十一条の二第二項第十号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同項第十四号及び第十五号中「第五項において同じ。）に」を「同項において同じ。）に」に改める。

第三十三条第三項第三号中「第三十三条の三第八項」を「第三十三条の三第九項」に改める。

第三十三条の三第六項中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

８　個人が、その有する資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業が実施された場合において、当該資産に係る同法の敷地権利変換により同法第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得したときは、第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該敷地権利変換により譲渡した資産（当該資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百五条の規定により同条に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつた場合には、当該譲渡した資産のうち当該差額に相当する金額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

第三十三条の六第二項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「のイ又はロのいずれか及びハ」を削り、「令和二年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「当該事業により造成される宅地の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には」を削り、同号イからハまでを次のように改める。

イ　当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区（ロにおいて「施行地区」という。）の全部が都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域に含まれるものに限る。）として行われること。